

病院事業だより

④豊里病院の役割とリハビリテーションの重要性

～市民の皆さんと未来の病院事業と一緒に考えるため、登米市病院事業についてシリーズで紹介します～

■豊里病院の役割

豊里病院は、1902年に開設して以降豊里町を中心に、周辺住民の健康を支える病院として診療を続けています。

また、2021年2月に策定した「病院事業中長期計画」における役割分担で、主に回復期と慢性期医療を担う病院として位置付けています。これまで重症者を中心に受け入れていた一般急性期病床69床を、軽症者や在宅で容態が悪化した人などを受け入れる地域包括ケア病床60床に変更し、在宅での療養が困難な人を受け入れる療養病床30床と併せて90床で運営しています。

また、退院後も在宅での医療管理が必要な人への訪問診療も実施しています。

さらに、市内外6カ所の特別養護老人ホームなどから嘱託を受けており、幅広く地域医療を支えています。

リハビリテーションの重要性

病院では、患者さんのさまざまな病態に応じて、身体機能が一時的に低下した場合に取り組むリハビリと、退院後の日常生活に支障が出ないようにするためのリハビリなどを提供しています。

治療などで、一時的に身体機能が低下した場合、そのまま身体を動かさずにいると、運動機能が低下することはもちろん、循環器や呼吸器などを含む全身の機能が低下する「廃用症候群」になってしまい、場合によっては生命の危機に陥る場合があります。

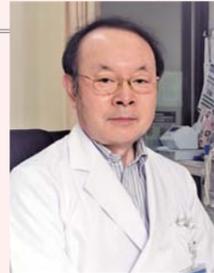
また、軽症者であっても筋力低下などにより、退院



Interview

治療について相談ください

当院は、「皆さまに親しまれ、信頼される病院」をモットーに、市民病院や米谷病院はもちろん、近隣の診療所や急性期病院とも連携しながら、急性期を乗り越えた人への回復期医療や慢性疾患を中心に外来・入院医療へ取り組んでいます。また、高齢者へは入院早期からリハビリし、退院後の生活に支障が出ないように努めています。病気は、早期治療が大切です。体調が優れないときは、気軽に相談ください。



豊里病院
小寺 俊之 院長

【診療・検診に関する問い合わせ】

豊里病院事務局(医事係) ☎0225(76)2023

後の生活に支障が出て、訓練が必要になることがあります。

手術や投薬による治療だけではなく、必要に応じてリハビリをすることで、運動機能はもちろん、身体機能の回復も期待できるため、治療とリハビリは並行して取り組むことが重要です。

Interview

リハビリに対する思い

私たちは、豊里病院のリハスタッフとして少しでも患者さんの状態が良くなるよう、日々メニューを考えて、リハビリを提供しています。入院中のリハビリも大事ですが、自宅に帰ってからの継続訓練も大切です。退院後も、機能が低下しないよう引き続き訓練を続け、いつまでも元気でいてもらうことが私たちの願いです。



豊里病院
作業療法士
(右)白鳥 雄三
理学療法士
(左)伊藤 隆弘

【問い合わせ】医療局経営管理部経営管理課(管理係)

☎0220(21)6888

Information 05

地震に備える

耐震改修助成事業をご利用ください

市は、木造住宅の耐震診断、耐震改修などの助成事業を実施しています。件数には限りがありますので、早めに申し込みください。詳しくは市公式ホームページで確認するか問い合わせください。



■市が助成する耐震改修事業

区分	木造住宅		地域集会施設		ブロック塀などの撤去	生け垣などの設置
	耐震診断	耐震改修	耐震診断	耐震改修		
事業内容	専門家による木造住宅の耐震診断に対し、その費用の一部を補助します	地震に対する安全性を高める工事に対し、費用の一部を補助します	専門家による地域集会施設の耐震診断に対し、その費用の一部を補助します	地震に対する安全性を高める工事に対し、費用の一部を補助します	倒壊の恐れがある危険なブロック塀などを取り壊す場合、その費用の一部を補助します	危険なブロック塀などの撤去に伴い、新たに塀を設置する場合、その費用の一部を補助します
補助対象(全ての条件に該当すること)	<ul style="list-style-type: none"> ①昭和56年5月31日以前に着工した戸建て住宅 ②木造平屋建てから木造3階建てまでの住宅 ③過去に市の耐震診断を受けていない住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ①市が助成する耐震診断の結果、耐震改修が必要と診断された住宅 ②過去に本助成を受けていない※建て替え工事の場合は、既存住宅と同一の敷地内に建築し、既存住宅は全て解体すること 	<ul style="list-style-type: none"> ①昭和56年5月31日以前に着工した集会施設 ②木造平屋建てから木造3階建てまでの集会施設 ③過去に市の耐震診断を受けていない集会施設 	<ul style="list-style-type: none"> ①市が助成する耐震診断の結果、耐震改修が必要と診断された集会施設 ②過去に本助成を受けていない※建て替え工事の場合は、既存施設と同一の敷地内に建築し、既存施設は全て解体すること 	<ul style="list-style-type: none"> ①公衆用道路などの路面からの高さが1m以上(擁壁上の場合は60cm以上) ②平成14年度以降の実態調査、または今後の実態調査で「D・E」判定のもの ③一部撤去の場合は、路面からの高さを50cm以下に改修する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ①危険なブロック塀などの撤去、跡地への軽量の設置工事 ②高さ1m以上の苗木を50cm以下の間隔で植栽(生け垣の場合) ③高さ60cm以上のフェンスや板塀の設置(塀の場合)
助成内容	市負担額＝14万2400円 個人負担額＝8400円(200平方m以下)～3万9800円(340平方mを超える)	上限＝85万円 補助率：対象経費の25分の17 工事内容により、次の加算制度があります 県内の業者が施工する場合、15万円を上限に加算。さらに、同時に改修工事をする場合、10万円を上限に加算	上限＝16万5600円 補助率：対象経費の3分の2	上限＝66万6千円 補助率：対象経費の3分の2	補助額＝4千円/平方m 上限＝15万円 補助率：対象経費の3分の2	補助額＝4千円/平方m 上限＝10万円 補助率：対象経費の3分の2
助成件数	20件	5件	1件	1件	11件	11件
申込期間	5月10日(火)～6月10日(金) ※希望者が助成件数を超えた場合、抽選会を開催します。件数に余剰が出た場合は11月30日(水)まで随時受け付けます		5月10日(火)～11月30日(水)(先着順)			
問い合わせ	建設部住宅都市整備課(建築係) ☎0220(34)2316					

※令和5年3月中旬までに完了(工事業者への支払いを含む)し、市に報告することが交付の条件です。

※申請前に解体工事を含めて現場に着工(工事業者との契約含む)した場合、補助を受けられません。

※募集件数は、国・県の補助金の交付状況により、少なくなる可能性があります。

※耐震改修工事については、診断時から内容を変更する場合には、事前に連絡ください。